

経営開始支援助成金

山形県では、県外からの移住者（Uターン含む）で、**農業に関わる多様な担い手**が安定して営農を開始できるよう、就農資金を支援します！

助成対象者

本県への移住者※で新たに営農を開始する方

※ Uターンによる移住を含む



対象者要件

下記の要件①～③をすべて満たし、④または⑤に当てはまる方※

① 令和6年4月1日以降に県外から山形県へ移住し、令和7年4月1日以降に新たに農業を始める方

（令和4年4月1日以降に本県移住し、県内の研修機関等で研修した方を含む）

② 満18歳以上満65歳未満の方

③ 認定新規就農者でない方

④ 親族が経営する農業経営体で専従者として農業に従事する者（親元就農者）

⑤ 農業を専業で行う方または、農業以外に収入を確保する手段を有し、概ね年間60日以上又は概ね年間480時間以上農業に従事する方（自営就農者）



※1 外国人のうち、「永住者」、「日本人等の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する方

※2 農地の取得要件等については、国庫事業に準じます

交付対象経費

営農開始時に必要な経費（農地確保や資材等の購入に要する経費）

助成額等

75万円（定額） 最長1年間

募集期間

令和7年6月2日（月）～令和7年6月25日（水）

※ 各市町村における募集期間が別途ありますので、お住まいの市町村の農政担当課までお問い合わせください。

手続きの流れ

概ね、下記のように行います。

STEP 1

営農計画等の作成（助成対象者 → 各市町村）

STEP 2

営農計画等の承認（各市町村 → 助成対象者）

STEP 3

交付申請（助成対象者 → 各市町村）

STEP 4

交付決定（各市町村 → 助成対象者）

※ 申請窓口はお住まいの各市町村になります。

必要書類については、各市町村の農政担当課にお問い合わせください。

◇ 県ホームページにも要望調査について掲載していますので、ご覧ください。



事業内容に関するお問い合わせ先

担当課名	所在地	電話番号
村山総合支庁農業振興課（農産振興担当）	山形市鉄砲町二丁目19-68	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課（地域農政担当）	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課（地域農政担当）	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課（地域農政担当）	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5497
山形県庁農業経営・所得向上推進課 農業担い手・所得向上推進担当	山形市松波二丁目8-1	023-630-2464